

たかまつ 農業委員会だより

第 65 号
令和4年7月15日
編集 農業委員会だより
編集委員会
発行 高松市農業委員会
TEL 087-839-2662

認定農業者
谷本寛昇さん
(十川西町)



認定農業者
奈良一郎さん
(池田町)



内 容

- 会長あいさつ
- 令和4年度農業委員会通常総会開催
- 農地利用状況調査・農地パトロール
- 相続登記の義務化について
- 農業相談会開催のお知らせ
- 表紙の写真
- 東讃農業改良普及センターから
- 農林水産課から

会長あいさつ



会長
三笠 輝彦

皆様には、日頃より農業委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて平成28年の法改正から必須となっている「農地等の利用の最適化の推進」に関しては、今年も「農地利用の集積・集約」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」の三点を強く推進してまいります。

農地集積活動においては、香川県農地機構と農業委員・推進委員とが連携して、集積面積の更なる拡大に努めるとともに、担い手間での農地トレードによる農地の集約についても取り組んでいます。

また、農地の利用状況調査を行い、遊休農地の把握に努め、遊休農地の所有者に対する意向調査と指導を実施します。更に一部の農地では、「荒廃農地等利用活用促進事業」等の活用による農地の再生活動も始まっています。

おります。

今年度も、関係機関と連携し、委員が一丸となって課題解決に取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和4年度農業委員会 通常総会開催

6月10日、高松市防災合同庁舎会議室において令和4年度農業委員会通常総会が開催されました。

総会では、令和3年度の事業報告と令和4年度の事業計画等の審議を行い、全会一致で可決しました。



通常総会の議事録は、高松市ホームページでご覧いただけます。

農地利用状況調査・農地パトロールを行います。

8月から9月頃にかけて、市内の農地について一斉に利用状況調査を行います。この調査は、農地法30条の規定に基づき、農業委員会が農林水産課や地区水田部会等と共同で行っているものです。

この調査では、現に耕作されておらず、かつ今後も耕作の見込みがない農地は遊休農地と判断されます。(作付けはしていなくても、草刈り等の適切な管理がされている場合は遊休農地にはなりません。)

遊休農地と判断された農地については、後日その所有者等に対して個別に利用意向調査を行い、自ら解消するか、香川県農地機構への貸付け



全国農業 新聞

週刊 月4回金曜日発行
月額700円 (税込)

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

■発行所
全国農業会議所
〒102-0084
東京都千代田区
二番町9-8

購読のお申し込みは
農業委員会事務局まで

相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。令和6年4月1日に発生した相続についても、令和9年3月31日までに登記の申請を行うことが義務付けられます。

●対象となる人

相続や遺贈により不動産を取得した相続人

※施行日より前に不動産を相続して現時点で名義変更を行っていない人も含まれます。

●申請義務の履行期間

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内

●正当な理由がなく登記の申請を怠った場合10万円以下の過料

●相続人申告登記の創設

相続登記の申請義務を簡易に履行できるようにするため、新たに「相続人申告登記」制度が創設されます(令和6年4月1日施行)

詳しくは、法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/MINJI/souzo>

[kutouki_top.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/souzo/kutouki_top.html)よりご確認ください。

農業相談会開催のお知らせ

下記の日程で、地区ごとに農業相談会を開催します。

農地の利用権設定の申出を行う方は、農地の貸し手と借り手の双方が一緒にご来場ください。当日、ご来場が難しい場合は、所定の委任状で相手方又は第三者に委任することも可能です。また、申出書を総合センター・支所・出張所の窓口に預けて、農業委員会事務局へ届けていただくこともできます。

相談会では、農地の貸し借り以外のご相談もお受けします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ご来場される方にはマスクの着用、検温、手指のアルコール消毒や、来場者名簿への「記名をお願いしております。

また、急きょ日程や会場が変更になったり、中止になる場合もありますので、事前に農業委員会事務局までご確認ください。

農業委員会事務局

0800-26002

開催日程

地区	日時	場所	対象区域
第1地区	9月1日(木) 午前10時～11時30分	JA香川県高松市中央一宮支店	旧市域・鶴尾・太田・女木 男木・仏生山・多肥・一宮
第2地区	8月17日(水) 午後1時30分～3時	牟礼コミュニティセンター	牟礼・庵治
	8月31日(水) 午前10時～11時30分	古高松コミュニティセンター	木太・古高松・屋島
第3地区	8月29日(月) 午後1時30分～3時	JA香川県中央地区営農センター	前田・川添・林・三谷
第4地区	8月18日(木) 午後1時～2時30分	塩江コミュニティセンター	塩江
	8月31日(水) 午後1時30分～3時	JA香川県川東支店	香川
第5地区	8月19日(金) 午後1時30分～3時30分	香南コミュニティセンター	川岡・円座・檀紙・弦打 香南
第6地区	8月17日(水) 午前10時～11時30分	JA香川県高松市西部鬼無支店	鬼無・香西・下笠居・国分寺
第7地区	8月30日(火) 午後1時30分～3時	JA香川県川島支店	十河・川島・東植田・西植田

※貸し手は、土地登記簿上の所有者(末相続地の場合は、あらかじめ事務局にご相談ください)であること、借り手は、借り受ける農地を含め10a以上の経営面積があることが条件となります。

表紙の写真

5月末、今年も香川県産小麦「さぬきの夢2009」の刈取りが一斉に始まりました。高松市の東南部地域は市内でも特に麦の作付けが多い地域です。

そんな中で活躍する、若く勢いのある二人の農業者をご紹介します。

十川西町の谷本寛昇さんは、イチゴのハウス栽培を中心とした農業経営で認定農業者となりましたが、平成16年の台風災害により施設が壊滅的な打撃を受けたことから、小麦中心の農家に転向することを決意されたそうです。



その後、農地の借入れを徐々に増やし、それに併せて農業機械も大型化し、現在は十川西町・十川東町・小村町などを中心に、麦27ha・水稻7haと、自宅横のビニールハウスでイチゴ20aを経営しています。

認定農業者になって既に20年目を迎え、担い手として地域農業を支えることはもちろん、平成29年からは、地区の農地利用最適化推進委員会にも就任され、農業委員会の農業相談会における農地のあっせん等にも尽力されています。

次にご紹介するのは、池田町の奈良一郎さんです。35歳のとき、父親が他界されたことをきっかけに、それまでの仕事を辞め、専業農家になることを決意されたそうです。

令和元年にファーマーナを立ち上げ認定農業者として本格的に農業に参入しました。実家は元々兼業農家で、15haほどを耕作していましたが、認定を受けてから次々に借入地を増やし、現在は水稻を15ha、麦を約27ha作付けしており、その他にサトウキビも栽培しています。



麦作に関しては、排水管理の徹底、麦踏み、基肥一発施肥体系から追肥体系への変更などを実践し、元年播き香川県産麦作拡大コンクールでは最優秀賞を獲得されています。

今後は、イチゴやアスパラなどのハウス栽培も検討されており、また今年中には法人化し、そこで後継者を育てることにより、長く農業を継続していきたいと抱負を語ってくれました。

農業者の高齢化が社会問題になる中、若い農業者達の、今後の活躍が注目されます。

東讃農業改良普及センターから

いあいち



所長
北濱 郁雄

この度、4月の人事異動に伴い、東讃農業改良普及センターに着任いたしました。東讃地域の農業・農村の活性化に向けて、職員一同精一杯頑張つてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、農業従事者の減少や高齢化、生産資材の高騰、農産物価格の低迷が続いている中、国においては昨年5月に、農業の生産力向上と持続性の両立を実現するため「みどりの食料システム戦略」を策定されました。

こうした国の動きに連動して、本県においても省力化技術と環境に配慮した栽培技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」の実証に、本年度から7主体、12品目で取り組むことになりました。この中で、高松市内で実施する実証について、概要を紹介します。

アスパラガスにおける 実証の概要

高松市、同農業委員会、JA、普及センターなどで構成する東讃農業改良普及協議会では、近年生産拡大が進んでいるアスパラガスで取り組むことにしています。

主な内容は、①生物由来の立茎株倒伏防止ネットの活用とロールベアラーでの圧縮梱包による立茎株の搬出作業の省力化・堆肥化、②ソーラーパネル式の日射制御型灌水装置による灌水作業の省力化、③夏場の高温対策としてドローンによるハウスへの遮光剤の塗布などを計画しています。



ドローンによる遮光剤の塗布

水稻における実証の概要

県、JAで構成する「さぬき米生産推進チーム」では、県内で①麦わらのすき込み処理、②プラスチック被服肥料の流出防止、③ドローンによる防除作業の省力化などに取り組むことにしており、高松市内においては、④堆肥の施用による収量・品質の安定化や、⑤水位センサーによる適正な水管理の実証を行う計画です。



ほ場に設置した水位センサー

普及センターでは、こうした取組を通じて、産地・地域に適した技術の定着が図られるよう関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えています。また、次年度以降に向けて、他品目での実証も検討していきます。

農地の貸借は 香川県農地機構に お任せください

農地を貸したい方・借りたい方 募集中 !!

安心3つの
ポイント

- 安心① 知事指定の公的機関です
- 安心② 貸し手・借り手の間で調整します
- 安心③ 賃料を伴う場合、機構から確実に振り込みます

公益財団法人 香川県農地機構 TEL087-831-3211

高松市内担当の農地集積専門員は、高松市農業委員会事務局に駐在しています。



農林水産課から

アライグマから農作物を守ろう

可愛い顔をしているアライグマですが、実は気性が荒く、無闇に近づくとケガをします。また、野生化したアライグマによる農作物被害が深刻な問題となっています。

被害は、スイカやトウモロコシの食害が最も多く、最近ではブドウやイチゴにも被害が出ています。被害拡大防止のためには早期の対策が重要です。

①家庭から出た生ごみを畑に放置しない

②侵入防止柵の設置

③被害をもたらすアライグマの捕獲
なお、アライグマを捕獲するためには資格が必要です。香川県みどり保全課が毎年開催している香川県アライグマ・ヌートリア防除従事者養成講習会（3時間程度）を受講することで、捕獲資格が取得できます。詳細については、農林水産課有害鳥獣対策係にお問い

合わせてください。

TEL 0899・24222



【足跡】

指が長く、人の手に近い形をしている。



シートベルトの装着を徹底しましょう

令和2年の農作業事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が多く割合を占めています。その中でも、「乗用型トラクターの転落・転倒」による死亡者が最多となっています。

安全フレームもしくはキャブ付の乗用型トラクターを使用し、シートベルトを適切に装着していれば、転倒しても、運転者が形成された安全域に収まることになり、重大事故を免れる確率が上がります。

農業現場は、他の産業と比べて作業事故の発生率が高い傾向にありますが、心身の健康を維持するため、また、農業を継続して発展させるために、農作業安全についての意識を高めていきましょう。

高松産「ごじまん品」を使ったレシピをご紹介します！

今回は、皮ごと食べられ、甘くてジューシーなシャインマスカットを使ったスイーツをご紹介します。

①シャインマスカット

は事前に洗い水気を取り、6等分に分けたあんで一粒ずつ包む。

②耐熱ボウルに白玉粉・砂糖を入れ

混ぜ、水を少しずつ加えながら粉っぽさがなくなるまでよく混ぜる。

③②にふんわりとラップをかけ、

500W・600Wのレンジで7分加熱し（全体が半透明になればよい）餅のように少しこねる。

④平らな皿に片栗粉をふり、その上に③をのせ、熱いうちに6等分に切り分けてのばし、①に上からかぶせて包み込む。



材料（6個分）
シャインマスカット 6粒
白玉粉 100g
水 140～150cc
砂糖 40g
あん（白） 160g
片栗粉 適量



引用：「農家のお母さんが創る絶品逸品ごじまん品」

農業者年金に加入して、老後に備えましょう

次の3つの要件を満たす方は誰でも加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

◎保険料は、月額2万円から6万7千円まで、千円単位で選択できます。

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税の節税になります。

詳しくは…

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

